

ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源化に関わる取組みを実践する事業者を「ごみの減量及び資源化連携事業者」として認定し、その取組みを市民及び事業者へ周知することにより、ごみの減量及び資源化を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 ごみの減量及び資源化連携事業者の名称は「ふなR（アール）連携事業者」とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ごみの減量及び資源化連携事業者 ごみの減量及び資源化に関わる取組みについて第6条の規定による認定を受けた事業者をいう。
- (2) 3R Reduce（リデュース・発生抑制）、Reuse（リユース・再使用）、Recycle（リサイクル・再生利用）の頭文字をとったものをいう。
- (3) ごみの減量及び資源化を推進する取組み ごみの減量及び資源化に関わる「リデュース・リユースの推進」、「食品ロスの削減」、「店頭回収」又は「模範的な3Rの実践」の取組みをいう。
- (4) 「リデュース・リユースの推進」 次のアからエまでのいずれかに該当する取組みをいう。
 - ア レジ袋の削減及びマイバッグ等の使用
 - イ 簡易包装の実施
 - ウ リユース商品、エコ商品等の取扱い
 - エ その他市長が認める取組み
- (5) 「食品ロスの削減」 次のアからオまでのいずれかに該当する取組みをいう。
 - ア 小盛りメニューなど食べ切れる量の提供
 - イ 持ち帰りの実施（衛生上の注意事項等の説明を要す。）
 - ウ 3010運動(宴会等における最初の30分と最後の10分は食べることに集中し、食べ残しをしない運動。)等による食べ切りの実施

エ 食品ロスに係る啓発や情報提供

オ その他市長が認める取組み

(6) 「店頭回収」 次のアからエまでのいずれかに該当する品目を店頭で回収する取組みをいう。

ア 新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック

イ 食品トレイ（色付き、白、透明）

ウ ビン、カン、ペットボトル

エ その他市長が認める品目

(7) 「模範的な3Rの実践」 次のアからオまでのいずれかに該当する取組みをいう。

ア 事業所内でのリデュース（ペーパーレス化等）

イ 事業所内でのリユース（裏紙の活用等）

ウ 事業所内でのリサイクル（食品残渣リサイクル等）

エ 従業員に対する3Rの周知及び研修等

オ その他市長が認める取組み

（認定の要件）

第4条 ごみの減量及び資源化連携事業者の認定を受けることのできる者は、ごみの減量及び資源化に関わる取組みを行う市内で営業する事業者とする。

（認定の申請）

第5条 事業者は、ごみの減量及び資源化連携事業者の認定（以下「認定」という。）を受けようとする場合、又は認定を受けた後、その認定内容等に変更が生じた場合は、ごみの減量及び資源化連携事業者に係る申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者はごみの減量及び資源化連携事業者に係る申請書に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができるものとする。

（認定）

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、第1条の目的に合致すると認めるときは認定するものとする。

2 市長は、前項の認定をしたときは、認定証（様式2）を発行するものとする。

(認定の取消し)

第7条 ごみの減量及び資源化連携事業者は、ごみの減量及び資源化連携事業者としての要件を満たさなくなった場合又は営業停止等の理由で認定の取消しを申請する場合は、ごみの減量及び資源化連携事業者に係る申請書に認定証等を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前条の規定により申請があった場合、ごみの減量及び資源化連携事業者が認定を受けた後に、当該認定に係る内容が事実と相違することが判明した場合その他市長が適当でないと認める場合は、認定を取り消すことができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、ごみの減量及び資源化連携事業者はごみの減量及び資源化連携事業者に係る申請書に代えて、同様式と同等の項目を入力する所定のフォームから、オンライン申請することができるものとする。

(認定の期間)

第8条 認定期間は、市が認める特別な理由がある場合を除き、第6条の認定を受けた日から認定を受けた年度の3月31日までとし、認定内容に特段の変更がない場合は自動更新する。

(ごみの減量及び資源化連携事業者の役割)

第9条 ごみの減量及び資源化連携事業者は、店舗に認定証を掲示し、ごみの減量及び資源化連携事業者であることを示すよう努めるとともに、次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) ごみの減量及び資源化に関わる取組みを利用者等に促進するよう努めること。
- (2) ごみの減量及び資源化連携事業者自身が排出する廃棄物の減量及び資源化に努めること。

(市の役割)

第10条 市は、ごみの減量及び資源化連携事業者について、市のホームページ等を通じて広く市民に情報を提供する等、ごみの減量及び資源化連携事業者の取組みが円滑に実施されるよう努めるものとする。

(実施結果調査への協力等)

第11条 市長は、必要に応じ、ごみの減量及び資源化連携事業者の各店舗における取組状況等について調査を行い、ごみの減量及び資源化連携事業者は、当該調査に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

(様式1)

ごみの減量及び資源化連携事業者に係る申請書

船橋市長 あて

申請日 年 月 日

法人名(屋号)

申請者氏名

1 区分(該当する区分に○をつけてください)

新規	変更	取消
----	----	----

2 担当者情報

担当者部署・氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

3 申請する事業所の名称及び所在地

事業所名	所在地	電話番号

※欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載をお願いします

4 認定要件の該当状況 ※該当しているものに☑を入れてください。

模範的な3Rの実践の場合は取組内容も記載して下さい。

<input type="checkbox"/> リデュース・リユースの推進	<input type="checkbox"/> レジ袋の削減及びマイバッグ等の使用 <input type="checkbox"/> 簡易包装の実施 <input type="checkbox"/> リユース商品・エコ商品等の取扱い <input type="checkbox"/> その他の取組み()
<input type="checkbox"/> 食品ロスの削減	<input type="checkbox"/> 小盛りメニューなど食べ切れる量の提供 <input type="checkbox"/> 持ち帰りの実施 <input type="checkbox"/> 食品ロスに係る啓発や情報提供 <input type="checkbox"/> 3010運動等による食べ切りの実施 <input type="checkbox"/> その他の取組み()
<input type="checkbox"/> 店頭回収	店頭回収しているもの <input type="checkbox"/> 新聞紙 <input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> 段ボール <input type="checkbox"/> 紙パック <input type="checkbox"/> 食品トレー <input type="checkbox"/> ビン・カン <input type="checkbox"/> ペットボトル
<input type="checkbox"/> 模範的な3Rの実践	<input type="checkbox"/> 事業所内でのリデュース(例:ペーパーレス化等) () <input type="checkbox"/> 事業所内でのリユース(例:裏紙の活用等) () <input type="checkbox"/> 事業所内でのリサイクル(例:食品残渣リサイクル等) () <input type="checkbox"/> 従業員に対する3Rの周知及び研修等 () <input type="checkbox"/> その他の取組み()

5 ごみの減量や店舗に関するPRコメント(新規又は変更申請の場合のみご記入ください。)

--

※欄が足りない場合は別紙(様式自由)に記載をお願いします。

6 取消申請に至った経緯

--

(様式2)

第 号

「ごみの減量及び資源化連携事業者」

ふなR認定証

(事業者名) 様

貴社をごみの減量及び資源化に関わる取組みを実践する「ごみの減量及び資源化連携事業者(ふなR連携事業者)」として認定します。

ごみの減量及び資源化に関わる取組み内容

(認定項目)

年 月 日

船橋市長



ふなばし3Rすすめ隊